

2013年1月28日

平成23年(行ウ)17号／18号

原告 前川盛治ほか274名／原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多／被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所 御中

準備書面(26)

(海草について)

原告ら訴訟代理人弁護士

籠橋 隆明

同

喜多 自然

同

齋藤 祐介

同

白川 秀之

同

原田 彰好

同

日高洋一郎

同

堀 雅博

同

御子柴 慎

同

横江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士

松本 撒意

同

吉浦 勝正

- 1 被告沖縄市長は、準備書面(3)(以下市準備書面3とする)6頁で「従前から主張しているとおり、被度50%以上の区域が減少した理由は平成14年夏の台風による減耗であると考えられている」と主張し、被告沖縄県知事は、県準備書面(4)(以下県準備書面4とする)1頁で「平成14年・・・平成14年夏の台風による減耗であると考えられる。(乙C10)。」と主張している。

被告らの上記主張に対して、原告らとしては、これまで台風による損耗ではなく、工事等による影響であると主張してきたが、本書面は、上記主張に対する原告らの反論を整理し、補充をするものである。

2 台風と被度減少の関係

(1) 原告らは、準備書面（3）で、被度50%以上の海草藻場が減少した理由は、事業者の機械移植実験、海上工事（石材投入）、仮設橋梁建設、減耗対策実験（機械移植）、等が原因であると主張したが、その要点は以下の通りである。

（ア）2000年（平成12年）以前（1951年～2001年）に沖縄地方に接近した台風は443個あり、沖縄本島に上陸した台風は17個であった（甲C99号証）。

（イ）2001年（平成13年）の台風16号は、同年9月8日に沖縄本島に上陸した。同台風は後、最大風速40mの強い台風であり、沖縄本島を通り過ぎた後に、舞い戻り、同月15日～16日にかけても最大風速40mの強い台風であった。この間、13日～14日も最大風速30～35mの台風であった（甲C100号証の1、2）。

このように、台風16号では、合計で6日間も沖縄本島に襲来したことになる。しかし、その後の海草藻場の調査（同年11月19日～30日、甲C48）では、被度50%以上の海草藻場は56.8haもあつた。

（ウ）2002年（平成14年）夏の台風7号は非常に強い台風で最大風速45mという非常に強い台風であった。同台風は7月14日に、18時間来襲した（甲C101号証の1、2）。

その後、9月5日～6日にも台風16号（甲C102号証の1、2）が襲来し、最大風速40mであった。

(エ) バックホウによる機械移植実験は2001年（平成13年）から、海上工事（石材投入）や仮設橋梁建設は、2002年（平成14年）から行われた。また、減耗対策実験（機械移植）や手植え移植も同年から行かれている。

(2) 原告らは準備書面（6）で、2002年（平成14年）夏の台風7号後も、事業者が実施している海草藻場のモニタリング調査（同年1月8日～14日）では、St.3、St.5の被度は大きく変化していない（St.3は同年夏で被度75%、同年冬で被度65%、2003年（平成15年）夏で被度65%、St.5は2002年（平成14年）夏で被度70%、同年冬で被度70%、2003年（平成15年）夏で被度70%）。工事現場に近いSt.3では、その後2004年（平成16年）夏頃から急激に被度が減少（2005年（平成17年）冬で被度50%、2006年（平成18年）夏で被度25%）している（甲C56号証、表2.5.2（1））。

2002年（平成14年）夏の台風は、St.3、St.5の被度に大きな影響を与えていない。しかし、工事現場に近いSt.3では、工事開始後に被度の減少が見られている。

これら、沖縄に来襲した台風が海草藻場の被度に影響を与えておらず、むしろ工事開始後に被度の減少が発生していることから明らかのように、同年以降の海草藻場被度50%以上の面積の激減は、「平成14年夏の台風による減耗」が原因とは言えない。

被告らは、何らの根拠もなく、「台風による減耗」を主張しているに過ぎない。

3 長く沖縄の海草藻類について研究をしていた当真 武博士によると、埋め立て区域周辺の大型海草藻場の衰退は、現在進行中の埋立工事が原因であるとしている（「沖縄の海藻と海草 自然環境・養殖・海藻250種」（甲103号証）。

その概要を下記にまとめる。

(ア) 1989年頃は工事現場一帯は、リュウキュウスガモ、ボウバアマモなどの大型種の海草帶であった（甲103号証、155頁、図4。）

(イ)「中城湾内の潮流は勝連半島から流入し、反時計回りに知念半島に流出する。そのため勝連半島先端、中城村浜、陸奥部を結ぶ三角帶は、地形的にかなり遮蔽される環境になり（図11）、潮流は相対的に緩やかで底砂の移動量がかなり少ないと推察できた。泡瀬干潟に海草モ場が大規模に存在する理由をそこに求めることが可能である。そのことを換言すると、そこ の海草モ場を埋め立てると、代替する場所が容易に見つからないことを意味する」（同号証、157頁図5、156頁、161頁図11）。

4 被告らは、機械移植実験、海上工事（石材投入）、仮設橋梁建設、減耗対策実験（機械移植）、手植え移植等は、環境監視委員会などに報告し、指導助言を得たと述べ、また工事の影響については、県準備書面4、2頁、12行において、「平成21年度工事の実施に係る事後調査結果等について（報告）」にあるとおり、報告したのでそのように「評価されている」ことを主張するのみである。

原告らは、被度50%の海草藻場の面積減少の原因について、具体的な活詳細な主張をしながら、被告らはもっぱら「台風による減耗」を主張するのみであり、何ら説得的な反論をしようとはしない。

また、環境監視委員会の問題点については、原告準備書面（25）で述べた。環境監視委員会に「報告した」だけで事業者の見解が正しいとする態度は、科学的な根拠がない。

5 結論

被告沖縄県知事、被告沖縄市長の言う「被度50%以上の区域が減少した理由は平成14年夏の台風による減耗である」は、科学的な根拠がなく非合理的である。被度50%以上の区域が減少した理由は、平成14（2002）年以降に行われ

た、機械移植実験、海上工事（石材投入）、仮設橋梁建設、減耗対策実験（機械移植）、手植え移植などが大きな原因である。

以上